

## 自動解約型自由金利型定期預金(M型)〔スーパー定期〕規定

### 〈複利型〉

#### 1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳(証書)記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座(以下「指定口座」という。)に入金するものとします。

#### 2. (利息)

- (1) この預金の利息は預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)について通帳(証書)記載の利率(以下「約定利率」という。)によって6か月複利の方法で計算し、満期日にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を「共通規定(通帳口・証書口)」第3条第1項により満期日前に解約する場合および共通規定第9条第1項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てとします。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、次の預入期間に応じた利率は、預入日から6か月以上経過した後、満期日前に解約する場合には、「預入日における預入期間に応じた自由金利型定期預金(M型)〔スーパー定期〕利率×90%」の算式により計算した利率を上回らないものとします。

- ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
  - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
  - B 6か月以上1年未満 約定利率×20%
  - C 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%
  - D 1年6か月以上2年未満 約定利率×20%
  - E 2年以上2年6か月未満 約定利率×40%
  - F 2年6か月以上4年未満 約定利率×50%
- ② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
  - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
  - B 6か月以上1年未満 約定利率×10%
  - C 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%
  - D 1年6か月以上2年未満 約定利率×20%
  - E 2年以上2年6か月未満 約定利率×30%
  - F 2年6か月以上3年未満 約定利率×30%
  - G 3年以上5年未満 約定利率×60%
- ③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
  - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
  - B 6か月以上1年未満 約定利率×10%
  - C 1年以上1年6か月未満 約定利率×10%
  - D 1年6か月以上2年未満 約定利率×10%
  - E 2年以上2年6か月未満 約定利率×20%
  - F 2年6か月以上3年未満 約定利率×20%
  - G 3年以上4年未満 約定利率×40%

H 4年以上5年未満 約定利率×60%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

### 3. (一部解約)

この預金を「共通規定(通帳口・証書口)」第3条第1項により預入日から6か月後の応当日(据置期間満了日)以降満期日前に1万円以上1円単位の金額で一部解約する場合は、解約する部分についての利息を前記2. に準じて計算し、次の範囲で一部解約する預金元金とともに支払います。

- ① 一部解約日の元金金額が300万円以上の場合  
元金金額のうち300万円を超える金額部分
- ② 一部解約日の元金金額が300万円未満の場合  
元金金額のうち任意に指定する金額部分

### 4. (預金の解約)

- (1) 通帳口のこの預金を前記1. の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 証書口のこの預金を前記1. の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。

### 5. (証書の効力)

証書口のこの預金で、満期日に元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

## <単利型>

### 1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳(証書)記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座(以下「指定口座」という。)に入金するものとします。

### 2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)について通帳(証書)記載の利率(以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について通帳(証書)記載の中間利払利率による中間利払額(以下「中間払利息」という。)を利息の一部として、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自由金利型2年定期預金(M型)」という。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳(証書)とともに当店に提出してください。

B 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする自由金利型定期預金(M型)(以下「中間利息定期預金」という。)とします。中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を「共通規定（通帳口・証書口）」第3条第1項により満期日前に解約する場合および共通規定第9条第1項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てとします。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、次の預入期間に応じた利率は、この預金の約定期間が1年以上で預入日から6か月以上経過した後、満期日前に解約する場合には、「預入日における預入期間に応じた自由金利型定期預金(M型) [スーパー定期] 利率×90%」の算式により計算した利率を上回らないものとします。

なお、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- C 1年以上3年未満 約定利率×70%

- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×20%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×20%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×40%
- F 2年6か月以上4年未満 約定利率×50%

- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×10%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×20%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×30%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×30%
- G 3年以上5年未満 約定利率×60%

- ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×10%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×10%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×10%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×20%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×20%
- G 3年以上4年未満 約定利率×40%
- H 4年以上5年未満 約定利率×60%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

### 3. (預金の解約)

- (1) 通帳口のこの預金を前記1. の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 証書口のこの預金を前記1. の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。

#### 4. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記2. の規定を準用します。
- (2) 通帳口のこの預金の中間利息定期預金については、通帳を持参されたときに記載し、次により取扱います。
  - ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
  - ② 中間利息定期預金の元利金はこの預金とともに前記1. の方法により支払います。ただし、中間利息定期預金を前記1. 以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 証書口のこの預金の中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
  - ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
  - ② 中間利息定期預金の元利金はこの預金とともに前記1. の方法により支払います。ただし、中間利息定期預金をこの預金とともに前記1. 以外の方法で解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。
  - ③ 中間利息定期預金のみを解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書とともに当店に提出してください。

#### 5. (証書の効力)

証書口のこの預金で、満期日に元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

以 上